

R 7 営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事管（担い手確保型）

< 図 面 目 録 >

通し番号	図面番号	図 面 名	縮 尺	通し番号	図面番号	図 面 名	縮 尺
01	P-00	表紙、図面目録	—	16	P-10	衛生設備 2階平面詳細図	1/50
02	共-01	営繕工事共通仕様書（1）	NON	17	P-11	衛生設備 中継ポンプ槽据付図（参考）	1/50
03	共-02	営繕工事共通仕様書（2）	NON	18	P-12	衛生設備 中継ポンプ槽制御盤参考図、二次側配線図（参考）	1/50
04	共-03	営繕工事共通仕様書（3）	NON	19	P-13	屋外配管図（参考）	1/300
05	機特-01	機械設備工事特記仕様書（1）	NON	20	P-14	仮設計画図（参考）	1/300
06	機特-02	機械設備工事特記仕様書（2）	NON				
07	P-01	工事区分表	NON				
08	P-02	配置図、附近見取図	1/600				
09	P-03	衛生・消火設備 機器表、器具表	NON				
10	P-04	衛生・消火設備 樹リスト、参考図	NON				
11	P-05	衛生・消火設備 配管系統図	NON				
12	P-06	衛生・消火設備 1階平面図	1/100				
13	P-07	衛生・消火設備 2階平面図	1/100				
14	P-08	衛生・消火設備 3階平面図	1/100				
15	P-09	衛生・消火設備 R階平面図	1/100				

課 長	副 課 長	課長補佐	主査兼係長	係 長	課 員	担 当

特 記 :	徳島県土木整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事管（担い手確保型）				株式会社 剛 建築事務所 徳島市末広3丁目3-3 TEL 088-622-0883 FAX 088-622-0885	速 水 可 次 1級建築士登録 第 102935 号
	設 計	竣 工	名 称	表紙、図面目録					
	R5. 11		図 番	P-00	S = 1:NON	年 月			

	(2) アスベスト ① 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・<u>なし</u>）。 ② 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び関係法令により行うこと。 ・事前調査は、建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。 ※同等の能力を有する者とは、（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。 ・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ③ 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 (3) 建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。 (4) 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 ① 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターのコブリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 ② 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コブリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 ③ 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 ④ 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 ⑤ 受注者は、工事完了後速やかにコブリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 ⑥ 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 ⑦ 受注者は、コブリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 (5) 受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 (6) 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 (7) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 (8) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。	14. 材料・製品等	(9) 建設発生土の最終搬出先の記録・保存 受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。 ただし、次の①～③に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。 ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの） ② 他の建設現場で利用する場合 ③ ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード (1) 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。 (2) 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。 (3) 県産木材の原則使用 ① 受注者は、工事的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 ② 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 ③ 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 ④ 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 ⑤ 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。 (4) 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 (5) 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 (6) 県内産資材の原則使用 ① 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ② 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 県内産資材（次のいずれかに該当するもの） ・材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ・徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1) 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2) 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3) 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 (7) 県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。 (8) 県内産再生碎石の原則使用 受注者は、再生碎石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生碎石を原則として使用しなければならない。 (9) アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。 (10) 認定リサイクル製品の使用 受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。 徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を」監督員へ任意で提出すること。	15. 化学物質を発散する建築材料等 本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂脂板及び仕上り塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ③ 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ④ 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 16. 施工 (1) 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 (2) 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。 (3) 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 (4) 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 (5) 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 (6) 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 (7) 試験等によらなければならない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。 17. 建設機械等 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型式等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 (2) 低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型式等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 (3) 特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 (4) 不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。 18. 遠隔臨場の試行 (1) 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。 (2) 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。 19. 工事看板等 (1) 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 (2) 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリエード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。 (3) 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 ① 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 ② 当初請負金額が200万円未満の工事	本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂脂板及び仕上り塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ③ 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ④ 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
--	--	-------------------	---	--	---

特記：

徳島県県土整備部営繕課

工事名

R 7 営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事管（担い手確保型）

株式会社 剛 建築事務所 速水可次

名称

営繕工事共通仕様書（2）

徳島市末広3丁目3ー3 1級建築士登録

図番

共ー02

S = 1:NON

年月

TEL 088-622-0883 第 102935 号

FAX 088-622-0885

20. 仮設トイレ	受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。 ② 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上3千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ③ 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 (注)・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。	26. 公共事業労務費調査	(1) 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 (2) 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 (4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。																	
21. 設計変更箇所確認	設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。	27. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。 (3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 (6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。																	
22. 工事検査及び技術 検査	(1) 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。 <table><tr><th>当初請負対象額</th><th>一般入札工事</th><th>低入札工事</th></tr><tr><td>3千万円未満</td><td>—</td><td>1回</td></tr><tr><td>3千万円以上5千万円未満</td><td>—</td><td>2回</td></tr><tr><td>5千万円以上1億円未満</td><td>1回</td><td>2回</td></tr><tr><td>1億円以上</td><td>2回</td><td>3回</td></tr></table> (注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。 (2) 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。 (3) 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。 (4) 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。 (5) 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	28. 事故報告書	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。		
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																		
3千万円未満	—	1回																		
3千万円以上5千万円未満	—	2回																		
5千万円以上1億円未満	1回	2回																		
1億円以上	2回	3回																		
23. 完成図等	(1) 電子納品：対象 (2) 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。 (3) 提出書類 ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による。） ・工事写真（電子データ2部） ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部） ・保全に関する資料 (4) しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。 (5) 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。 (6) 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 (7) 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。 (8) 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。																			
24. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	(1) 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。 (2) 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。																			
25. 火災保険	本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条） (1) 対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。 (2) 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） (3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 (4) 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5) その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。																			

特記：	徳島県県土整備部営繕課	工事名	R 7 営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事管（担い手確保型）				株式会社 剛 建築事務所 徳島市末広 3 丁目 3－3 TEL 088-622-0883 FAX 088-622-0885	速水 可次 1 級建築士登録 第 102935 号
		名 称	営繕工事共通仕様書（3）					
		図 番	共－03	S = 1：NON	年 月			

III. 機械設備工事特記仕様書

1 章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は（標仕<1> 1.1.3）により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・自家用電気工作物の保安規程（ ・ 本工事に關し定める ○ 既存施設の保安規程を適用（改修・増築等））
・既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は施設の電気主任技術者との協議による。
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業
	表装	・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	○ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

（注）表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 他工事との工事区分

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表」による。

4. 施工条件

- 施工条件は次にによる。
- 【関連工事に関すること】
- 徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事
 - ・ R 7 営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事電気（担い手確保型）
 - ・ R 7 営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟等新築他工事空調（担い手確保型）
- 【工事工程に関すること】
- (1) 上記関連工事と施工上の各種調整を入念に行い、現場納まり上のトラブル、工程の遅延防止等に努めること。
- (2) 現場の着手に当たり、別途建築工事の受注者が作成するマスター工程表を基に、関連工事の受注者間で入念な調整を行い、自工事はもとより関連工事への影響に十分配慮した工程を立案すること。
- なお、完成したマスター工程表は適宜フォローアップを実施し、最終工程表を竣工書類に装丁すること。
- (3) 実施工程表は、マスター工程表をフォローする月間工程表、さらにこれををフォローする週間工程表を定期的に作成の上、工事関係者（発注者の監督員、学校管理者、工事監理者）へ提出し、承認を得ること。
- 【工事現場の状況・施工上の制約等に関すること】
- (1) 本工事対象施設は、特別支援学校の中でも児童数、生徒数及び職員数が県内最大規模の学校であることから、通学（通勤）時間帯においては、校内をはじめ学校周辺が非常に混雑する。よって、原則通学（通勤）時間帯における工事関係車両の入退場及び工事用資機材の搬入・搬出は行わないこと。
- ※基本的な通学時間帯は次のとおりである。詳細な時間帯は学部や曜日により異なり、また変動する場合もあるので十分注意すること。
- ・登校8:30～9:30 ・下校13:30～15:30
- (2) 作業時間は、原則 9:00～18:00までとする。ただし、事前に学校管理者と協議し承諾を得られた場合や、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りでない。
- (3) 狭い学校敷地内を工夫しながら学校運営（授業・各種行事）を行っていることから、工事区域外における行為（工事車両の通行等）で学校敷地内を使用する場合は、事前に学校管理者にその概要を説明し、承諾を得ること。

- (4) 本工事は、学校運営が継続している状態での工事となることから、学校運営に影響を及ぼす資機材の搬出入、騒音、振動、既存建物の停電、断水等を伴う工程は、事前に学校管理者にその概要を説明し、承諾を得ること。
- (5) 学校行事（授業、体育祭、文化祭、参観日等のイベント等）により施工時期が制限される場合があるので、学校管理者との調整・情報共有を行い、工程の遅延防止に努めること。
- 【施工計画・施工図等に関すること】
- (1) 現場着手前に工事範囲について入念な現地調査を行うと共に、学校管理者へのヒアリングを行い、その結果を仮設計画、施工計画及び施工図等の作成に活用すること。
- (2) 工事の施工に必要な各種施工図・総合図等の作成に当たっては、関連工事との納まり等を当該工事関係者間で入念に調整・検討を施すこと。
- 特に、建物内の隠へ部分（天井裏等）においては、建物躯体（梁・壁等）をはじめ、各種設備機器や配管・配線類が混在して設置・敷設されることから、関連工事の各々がこれらの状況を把握し、各種規定の遵守や機能が確保・発揮される納まりを目指し、また、完成後の維持管理にも配慮された納まりとなるよう、入念に調整・検討を施すこと。
- 【安全対策その他】
- (1) 徒歩で通学する児童・生徒に配慮し、児童等の通学の安全を確保すること。
- (2) 一般道路の清掃、粉じんの抑制に努め、破損した場合は施工者の負担にて補修を行うこと。
- (3) 工事対象施設内では、工事区域外への無用な立入りは厳に禁ずるものとする。

5. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

- (1) 廃棄物の処理
- 産業廃棄物の種類毎の処分場については、次表を参考にする。

種 類	処分許可業者の会社名 <処分区分>	優良	所 在 地 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート（無筋）	四国リサイクル(株) <中間処分>	○	名西郡石井町高川原字川原1696-1 名西郡石井町高川原字川原1696-1	4.2	900	t
コンクリート（有筋）	四国リサイクル(株) <中間処分>	○	名西郡石井町高川原字川原1696-1 名西郡石井町高川原字川原1696-1	4.2	1,600	t
アスファルト	四国リサイクル(株) <中間処分>	○	名西郡石井町高川原字川原1696-1 名西郡石井町高川原字川原1696-1	4.2	1,000	t
金属	(株)サンバイ <処分>		徳島市佐古四番町13-17 板野郡藍住町東中富字西向江傍寺1-1	11.3	0	t
ガラス・陶器	(財)徳島県環境整備公社 (徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	20.3	5,640	t
木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	13.4	10,000	t
廃プラスチック	(株)リリース		三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2 三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2	59.3	16,000	m3
汚泥	宮崎基礎建設(株)	○	鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1 鳴門市大麻町三俣字津久田4-1、5-7	13.7	13,500	t
石膏ボード	(有)山一建設		阿波市市場町香美字西原284-1 阿波市市場町香美字西原284-1	21.5	15,000	t

- (注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者（以下「優良産廃処分業者」という。）」であることを示す。
- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
 - ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が優良産処分業者に認定されているとき、処分場を変更する場合は、原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸該の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- (2) 建設発生土の処理
- ・構外に搬出し適切に処理 ※土壌検査を本工事で（ ・ 行う（ 箇所） ・ 行わない） ○ 構内敷きならし
 - ・ 構内の指示場所（図示）に集積
- なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。

6. 養生等

- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならひ補修する。

7. 機材の品質等

- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー（簡易貫流ボイラー含む）、 鑄鉄製ボイラー（鑄鉄製簡易ボイラー含む） 鋼製小型ボイラー（小型貫流ボイラー含む）、 鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）、 無圧式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）
冷凍機	チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニット含む）、 吸収冷温水機 吸収冷温水ユニット、 遠心冷凍機
冷却塔	冷却塔
空調和機	ユニット形空調和機、 ファンコイルユニット（カセット形含む） コンバクト形空調和機、 パッケージ形空調和機、 マルチパッケージ形空調和機 ガスエンジンヒートポンプ式空調和機
空気清浄装置	エアフィルター（パネル形、折込み形、袋形）、 自動巻取形エアフィルター、 電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器（回転形・静止形）、 全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機（多翼形送風機）、 斜流送風機、 軸流送風機、 消音ボックス付送風機

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ポンプ類	横形遠心ポンプ、 水中モーターポンプ、 立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口、 風量ユニット（定風量・変風量）
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製パネルタンク、 ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形、 ボルト組立形） 密閉形隔膜式膨脹タンク（給湯用）
消火装置	スプリンクラー消火システム、 不活性ガス消火システム、 泡消火システム ハロゲン化物消火システム
厨房機器	厨房システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、 弁樹ふた

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

8. 施工調査

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

9. 総合試運調整

- (1) 総合試運転調整の項目は次によるものとし、試運転調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。（監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2、2.3を参考にする。）
- ・ 風量調整 ○ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びびんあいの測定
 - ・ 飲料水の水質の測定 ・ 雑用水の水質の測定 ○ 低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定

2 章 共通工事

1. 耐震施工（参考図書：建築業設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- (1) 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
- なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- ・設計用水平地震力
機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - ・設計用鉛直地震力
設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - ・施設の分類、地域係数
・施設の分類（○ 特定の施設 ・ 一般の施設） ・ 地域係数（○ 1.0 ・ 0.9）
 - ・重要機器
 - ・ 給水機器（ ） ・ 排水機器（ ） ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器
 - ・ 防災設備 ・ 監視制御装置 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備 ○ガス給湯器

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

- (注) ・上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
- ・水槽類にはオイルタンク等を含む。
- (2) 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- (3) 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
- (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
- （ ・ ・ ・ ）
 - ・試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
 - ・試験箇所数 対象機器毎、アンカーボルトのサイズ毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。
- (2) 配管・ダクトの吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- (3) 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。（ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く。）

3. 非破壊検査

- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- (2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

特 記：

徳島県県土整備部営繕課

工事名

R 7 営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事管（担い手確保型）

株式会社 剛 建築事務所 速 水 可 次

名 称

機械設備工事特記仕様書（1）

徳島市末広 3 丁目 3－3 1 級建築士登録

図 番

機特－01

S = 1:NON

年 月

TEL 088-622-0883 第 102935 号

FAX 088-622-0885

4. 配管工事

(1) 配管材料については、次表による。

用 途	名 称	番 号	備 考
給 水	☐ 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA（管端防食継手）
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD（管端防食継手）
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
（地中埋設）	☐ 給水用高密度ポリエチレン管	PWA 005, JP	K 002
	☐ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	☐ 耐火二層管(内管VP)		
（地中埋設）	☐ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9798	RS-VU
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA（管端防食継手）
	☐ 配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
（地中埋設） （コンクリート内）	ポリブテン管	JIS K 6778	
	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JIS K 6776	HTVP
消 火	☐ 配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガ ス	☐ 配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	☐ 硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
（地中埋設） （地中埋設）	☐ ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	

（注）表中の○印のある配管材料を本工事に適用する。

- (2) ステンレス鋼管の接合方法は、呼び径60Su以下の継手はSAS322による拡管式とする。
- (3) 冷媒管に使用する断熱材被覆鋼管の断熱厚さは、液管は10mm以上、ガス管を20mm以上とする。
- (4) 建築物導入部の変位吸収方法は、次による。
- ・給水配管、ガス配管
標準図（施工4、施工5：建築物導入部の変位吸収配管要領 ・（a） ・（b） ○（c））による。
※屋外埋設用配管にポリエチレン管を使用し、建物導入部において異種管と接合する場合、点検口柵（標準図〔機材6〕のTC-1）を設け、変位吸収余長をとる。
 - ・油配管
標準図（施工4、施工5：建築物導入部の変位吸収配管要領 ・（a） ・（b） ・（c））による。
- (5) 配管溶接部の非破壊検査は次による。
- ・ 要（ ・ 放射線透過検査 ・ 浸透探査検査または磁粉探傷検査 ） ○不要
※検査要の場合の抜取率は（ ・ 標準仕様書による ・ ％ ）とする。
- (6) 図面に記載なき防振継手は、（ ○ 合成ゴム製 ・ ペローズ形 ）とする。
- (7) 図面に記載なき伸縮管継手は、（ ○ ペローズ形 ・ スリーブ形 ）とする。
- (8) 弁類で、ステンレス鋼管に取り付けるものは、呼径50以下は青銅製、呼径65以上はステンレス製とする。
- (9) 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。（標仕<2>2. 6. 1、<2>2. 6. 3）
- (10) 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- (11) 地中配管は次による。（標仕<2>2. 7. 1、監理指針<2>2. 7. 1、標準図〔機材2〕）
- ・排水管
標仕の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを造り方にならい敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。
 - ・排水管以外
管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示（表示テープ及び埋設標）を行う。
- (12) 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。（標仕<2>2. 9. 1）

5. 保温・塗装工事

- (1) 保温工事
- ・建物内エア抜き管の保温（エア抜き弁以降の配管は除く）は、標仕<2>3. 1. 4の温水管の項による。
 - ・給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
 - ・消火管の屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
 - ・給水用配管でポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- (2) 塗装工事
- ・次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち垂鉛めつき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。
（ ○ ダクトスペース、パイプシャフト内 ○ 屋内隠べい部 ）
 - ・機械室及び隠べい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
 - ・屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めつき製及び溶融亜鉛めつき（HDZT49）と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
 - ・硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、塗装を省略することができる。

6. その他共通事項

- (1) 支持金物等
- ・屋外及びビット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めつき製及び溶融亜鉛めつき（HDZT49）と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
- (2) 用途等の表示
- ・機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。（標仕<1>1. 7. 4）
なお、屋外及び水気のある場所（弁柵内等を含む）での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- (3) 制御配線、計装配線等
- ・使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1. 5. 1 表4. 1. 11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3 章 関連工事

1. 仮設工事

- (1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
- ・既存電力利用（ ○ できる ・ できない ）、電力料金（ ○ 有償 ・ 無償 ）
 - ・既存用水利用（ ○ できる ・ できない ）、用水料金（ ○ 有償 ・ 無償 ）
- (2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
- ・同用地は、（ ○ 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて ）設けること。
- (3) 足場その他
- 足場及び作業構台の類を（ ・ 本工事で設置する ○ 関連工事が定置するものを無償で使用できる ）。
- ※足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（建築標仕<2>2. 2. 4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし、監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

2. 土工事

- (1) 根切り
- ・周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。
 - ・敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。
 - ・根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取り付けた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督員の承諾を受ける。
- (2) 埋戻し及び盛土
- ・使用土は8種とし、機器により締め固める。
- ただし、良質の発生土が埋め戻し等に必要な量として不足する場合は、「公共工事の再生資源活用の当面の運用について」H24. 6. 14建管第99号）に基づき、C種及びD種の利用を検討する。

4 章 衛生器具設備

1. 施工

- (1) 衛生器具をコンクリート又はれんがに壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。（標仕<5>2. 1. 1）
- (2) 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付けする場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。（監理指針<5>2. 1. 1）
- (3) 衛生器具と排水管の接続は、標準図〔施工65〕大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとビニル管接続要領 による。

5 章 給水設備

1. 配管材料等

- (1) ビニル管の接合方法は（ ○ 接着接合 ・ ゴム輪接合（直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする） ）とする。
- (2) ポリエチレン管の接合方法は、50A以下は（ ・ メカニカル接合 ○ 電気融着接合 ）、75A以上は電気融着接合とする。
- (3) 特記なき給水管の最小管径は呼径20とする。
- (4) 水道直結配管の引き込みは水道事業者の指定による。

2. 量水器・量水器柵

- (1) 量水器
- ・親メーター （ ・ 借用 ・ 買取（ ・ 現地表示式（直読式） ・ 遠隔表示式（パルス式） ）
 - ・子メーター （ ○ 買取 ・ 借用（ ・ 現地表示式（直読式） ○ 遠隔表示式（パルス式） ）
- (2) 量水器柵
- ・親メーター用 （ ・ 水道事業者の指定品 ・ 標準図〔機材57〕量水器柵 ）
 - ・子メーター用 （ ○ 標準図〔機材57〕量水器柵 ・ 水道事業者の指定品 ）

3. 弁類

- (1) 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものはJIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分はJIS-10Kとする。

4. 水栓・水栓柱

- (1) 水栓
- ・台所流し用の水栓は、泡沫式とする。
- (2) 水栓柱
- ・合成樹脂製 ・ アルミニウム合金製 ○ ステンレス鋼製

6 章 給湯設備

1. 配管材料等

- (1) 湯沸器、給湯機廻りの付属配管等は製造者の標準品とする。

7 章 消火設備

1. 弁類

- (1) 消火栓開閉弁は（ ○ 10K ・ 16K ）とする。

2. 保温工事

- (1) 消火配管の保温は次による。（屋外露出は、保温種別：E2・(ハ)・VIIによる。）
- ・屋内消火栓 ・ 施工しない ○ 施工する
 - ・スプリンクラー ・ 施工しない ・ 施工する
 - ・連結送水 ・ 施工しない ・ 施工する
 - ・連結散水 ・ 施工しない ・ 施工する

8 章 ガス設備

1. ガスメーター

- (1) 親メーターはガス供給事業者より借用、子メーターは買取りとする。

2. 液化石油ガス充填容器

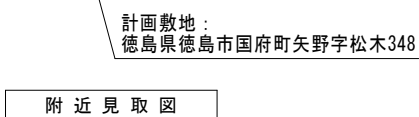
- (1) 容器廻りの配管要領は、標準図〔施工73〕液化石油ガス容器廻り配管要領（ ・（a） ・（b） ○（c））による。
- (2) 容器の転倒防止施工要領は、標準図〔施工74〕液化石油ガス容器転倒防止施工要領（ ○（a） ・（b））による。

3. 試験

- (1) 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い、試験成績書を提出する。
- (2) 都市ガス設備の試験は、標仕の規定による他、ガス事業者の規定により行い、試験成績書を提出する。

特 記：

徳島県県土整備部営繕課	工 事 名	R 7 営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事管（担い手確保型）					株式会社 剛 建築事務所	速 水 可 次
	名 称	機械設備工事特記仕様書（2）					徳島市末広3丁目3-3	1級建築士登録
	図 番	機特ー02	S = 1:NON	年	月		TEL 088-622-0883	第 102935 号
							FAX 088-622-0885	



特 記	徳島県土整備部営繕課	工事名	R7 営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事管（担い手確保型）			株式会社 剛 建築事務所	速水 可次
		名称	配置図、附近見取図			徳島市末広3丁目3-3 TEL 088-622-0883 FAX 088-622-0885	1級建築士登録 第102935号
		図番	P-02	S = 1:600	年 月		

衛生機器表

記 号	機 器 名 称	機 器 仕 様	電気容量 (60Hz)			数量	設 置 場 所		備 考
			消費電力 (参考値) (kW)	電圧 (φ)	相 (V)		階	室 名	
GH-1	ガス給湯器	型 式： 給湯専用 屋外壁掛形 潜熱回収型	0.075	1	100	2	－	屋外	
		給湯能力： 3 2号 ガス消費量：58.7kW(LPG)						(3Fｼﾔﾜ-室用)	
		附 属 品： リモコン、リモコンケーブル、配管カバー、各弁類、接続用フレキ							
		その他付属品共							
PDT-1	汚水中継ポンプ槽	汚 水 槽： FRP製(蓋：チェックプレート(T-2)、防臭ロック式)	0.75	3	200	1	－	屋外	
		有効容量：3.0 m3							
		ポ ン プ： 汚水水中ポンプ(交互並列運転方式) カッター付							
		φ65×200L/min×7m×0.75kW							
		附 属 品： 逆止弁、ポートスイッチ、着脱装置							
		制御盤(壁掛形、外部警報接点付)、その他付属品共							
G-1	L P ガス集合装置	6本立て集合装置	－	－	－	1	－	屋外	
		自動切替圧力調整器(10kg/h)、ガスメータ(貸与品/バルス発信機能付)							
		ヘッダー、逆止弁付根元バルブ、高圧ホース、高圧圧力計、低圧圧力計、							
		ストレーナー、中間バルブ、水抜きバルブ、容器固定金物							
		L P ガス容器フェンス(50kg容器6本用 1840×910×1908H程度)共							

消火機器表

記 号	機 器 名 称	機 器 仕 様	電気容量 (60Hz)			数量	設 置 場 所		備 考
			消費電力 (参考値) (kW)	電圧 (φ)	相 (V)		階	室 名	
HB-4A	屋内消火栓箱	型 式： 広範囲型2号消火栓 埋込型 (指定色仕上げ)	－	－	－	1	2F	アリーナ	
		日本消防設備安全センター認定品							
		附 属 品： 消火栓弁、ノズル、ホース(30m)、発信機ガード付							
		※扉には【消火栓】の文字を記入すること							
HB-4AS	屋内消火栓箱	型 式： 広範囲型2号消火栓 埋込型 消火器併用型	－	－	－	3	1F	エントランスホール	
		(指定色仕上げ)					2F	ホール	
		日本消防設備安全センター認定品					3F	ホール	
		附 属 品： 消火栓弁、ノズル、ホース(30m)							
		※扉には【消火栓】の文字を記入すること							
H-1	移動式粉末消火	型 式： 移動式粉末(第3種)消火設備	－	－	－	4	1F	駐車場×4	基礎寸法
		附 属 品： 粉末(A B C)33kg、格納箱(表示灯付、鋼板製)、粉末容器							470×440×150H
		加圧用容器、クリーニング用容器、ホース、ノズル、付属品共							(建築工事)

衛生器具表

名 称	JIS記号 国交省記号	参考品番 (LIXIL)	付属品及び仕様 (LIXIL)	参考品番 (TOTO)	付属品及び仕様 (TOTO)	数量	設 置 場 所				
							2 階				屋 外
							女子 W C	男子 W C	多 目 的 W C		
洋風便器 A	C810S	BC-P110SMA	DQ-PA150CH(クイックタンク)、CW-PA21LQE-NE-R1(温水暖房便座)、CF-020-SET(分岐栓)、CF-63HST(紙巻器)	CFS498BCK	フラッシュタンク式(掃除口付)、TCF5534AU(温水洗浄便座)、YH702(紙巻器)	5	3	2			
洋風便器 B	C810S	BC-P110SMA	DQ-PA150CH(クイックタンク)、CW-PC12QE-NECK(温水暖房便座)、CF-020-SET(分岐栓)、CF-63HST(紙巻器)	CFS498BCK	フラッシュタンク式(掃除口付)、TCF5554AUPR(温水洗浄便座)、YH702(紙巻器)	1			1		
小便器	U610	U-A31ML	床置形、自動洗浄(AC100V)	UFS900JS	床置形、自動洗浄(AC100V)	3		3			
コンパ外タストイレタンク		PTOM-B210W	電気温水付(1φ-100V)、停電時洗浄レバー、側板×1	UAS81RDB1N	電気温水付(1φ-100V)、停電時洗浄レバー、側板×1	1			1		
カンター		MB-500M	L=1960mm、シールレスト・ライムストーン程度、一方エプロン、ブラケット、フロントパネル	ML50	L=1960mm、オニキス程度、一方エプロン、ブラケット、フロントパネル	2	1	1			
洗面器(アンダーカンター式)		L-2250	TM-300V1(自動水栓)、LF-WN7SCFL(排水金具)、A-2202(給水金具)、EFH-KK2-MB(ブラケット)、KS-941MTP(自動石けん)	L505	TLE31SA1J(自動水栓)、TLDS2201J(排水金具)、T6BR(給水金具)、T156PH(ハンドレバー)、TLK08S04JA(自動石けん)、TL516GR(ブラケット)	4	2	2			
洗面器		L-A951A2E	自動水栓、自動石けん、LF-30PAL(排水金具)、A-6223(排水口カバー)	LSA125AC	自動水栓、自動石けん、T6PM16(排水金具)	1			1		
マルチシンク		S-17	LF-7KRZ-1(横水栓)、SF-25PA(排水金具)、SF-10E+KF30DN(取付金具)	SK500	T200BSQ13C(横水栓)、T6PMR(排水金具)、TL220D(固定金具)	1	1				
L型手すり		KF-920AE70D12J	固定金具共	T112CL10	固定金具共	1			1		
可動手すり		KF-471EH70JU	固定金具共	T112HK7R	固定金具共	1			1		
小便器用手すり		KF-701AEJ	固定金具共	T112CU22	固定金具共	1		1			
ペディチェア		AC-BK-F62	平壁設置タイプ、固定金具共	YKA15S	平壁設置タイプ、固定金具共	1			1		
フロッピングボード		AC-CB-01	KF-AA910CE40(手すり)、固定金具共	YKA41R	YYB10(手すり)、固定金具共	1			1		
化粧鏡		KF-D3083AS	300×830	YM3580FC	350×800	5	2	2	1		
横水栓(ホース接続、キ式)		LF-35G-13-CV	水栓柱(SUS製、900H)共	T28AKUH13	水栓柱(SUS製、900H)共	3					3

樹リスト

記号	名 称	規 格	仕 様	管底 「設計GL」基準	周囲地盤高 「設計GL」基準	管底(周囲地盤)	樹 蓋 仕 様	備 考
◇あ	汚水樹	プラスチック樹	90L 100-200φ	- 260	+ 40	- 300	塩ビ製ふた (T-2)	
◇い	〃	〃	90Y 〃	- 270	+ 40	- 310	〃	
◇う	〃	〃	ST 〃	- 360	+ 40	- 400	鑄鉄製防護ふた (T-8)	
◇え	〃	〃	90L 〃	- 405	+ 40	- 445	〃	
◇お	〃	〃	90L 〃	- 490	+ 40	- 530	〃	
◇か	〃	〃	90L 〃	- 520	+ 40	- 560	塩ビ製ふた (T-2)	
中継ポンプ槽流入管底				- 530	+ 40	- 570	〃	
S32	汚水樹	コンクリート樹	SC-4 900φ	+ 1100	- 1700	- 2800	MHB-600	ポンプ圧送管接続樹

給水・ガス・ポンプ圧送管理設要領参考図

排水管理設要領参考図

プラスチック樹設置要領参考図

プラスチック樹設置要領参考図(鑄鉄製防護蓋)

配管架台A参考図

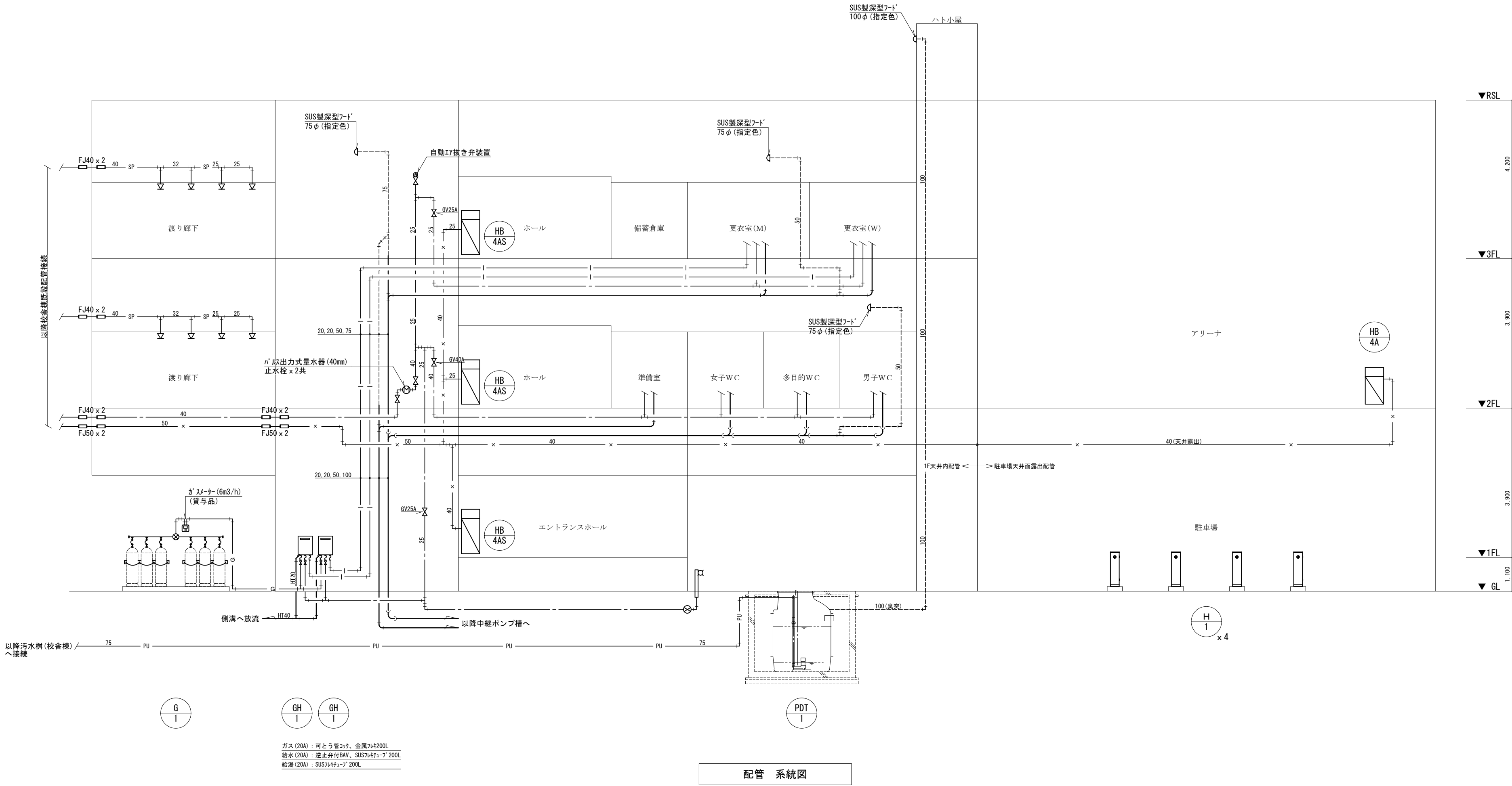
凡 例

記 号	名 称
—	給 水 管
—	給 湯 管
—	排 水 管
—	汚 水 管
---	通 気 管
— PU —	ポンプ圧送管
— G —	ガ ス 管
○●	給水栓(水・湯)
●	混合水栓
●▲	シャワー金具
□	水栓柱・給水栓
□	散水栓
⋈	井 類
↵	逆 止 弁
□	フレキシブルジョイント
⊗	排水金物
⊖	床上掃除口
⊙	間接排水口
⌒	通気金物
— x —	屋内消火栓管
— SP —	スプリンクラー管(閉鎖)
○ ↓	スプリンクラーヘッド (高感度型) 72℃ 0.1MPa 80L/min (1種r=2.6)

特 記

◇ 屋外露出配管は、保温ラッキングとする。

◇ 二重天井部分のスプリンクラーヘッド巻出配管は、全てフレキシブル管SUS製とする。

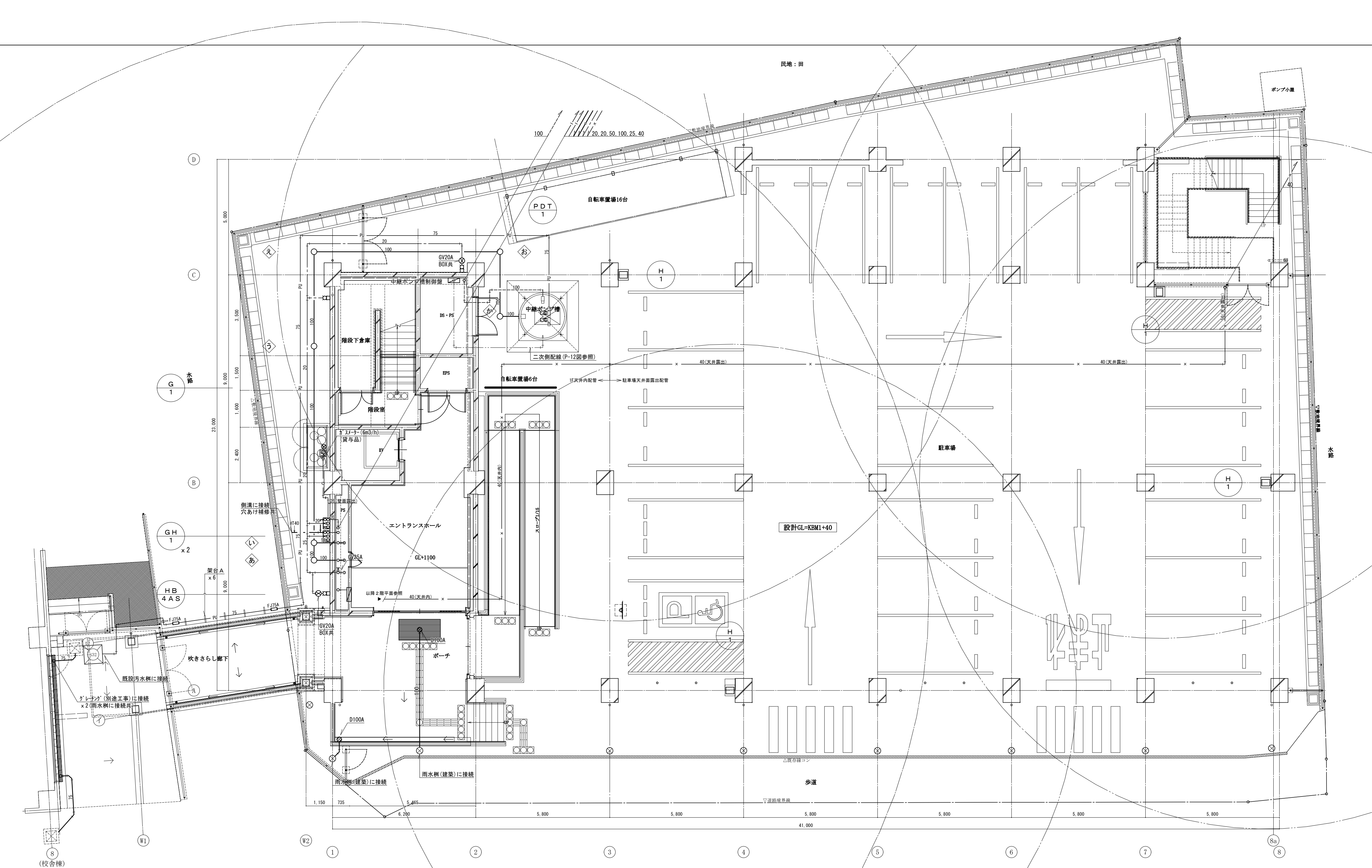


特 記 :

徳島県県土整備部営繕課

工 事 名	R 7 営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事管(担い手確保型)			
名 称	衛生・消火設備 配管系統図			
図 番	P-05	S = 1:NON	年 月	

株式会社 剛 建築事務所 速 水 可 次
徳島市末広 3 丁目 3 - 3 1 級建築士登録
TEL 088-622-0883 第 102935 号
FAX 088-622-0885

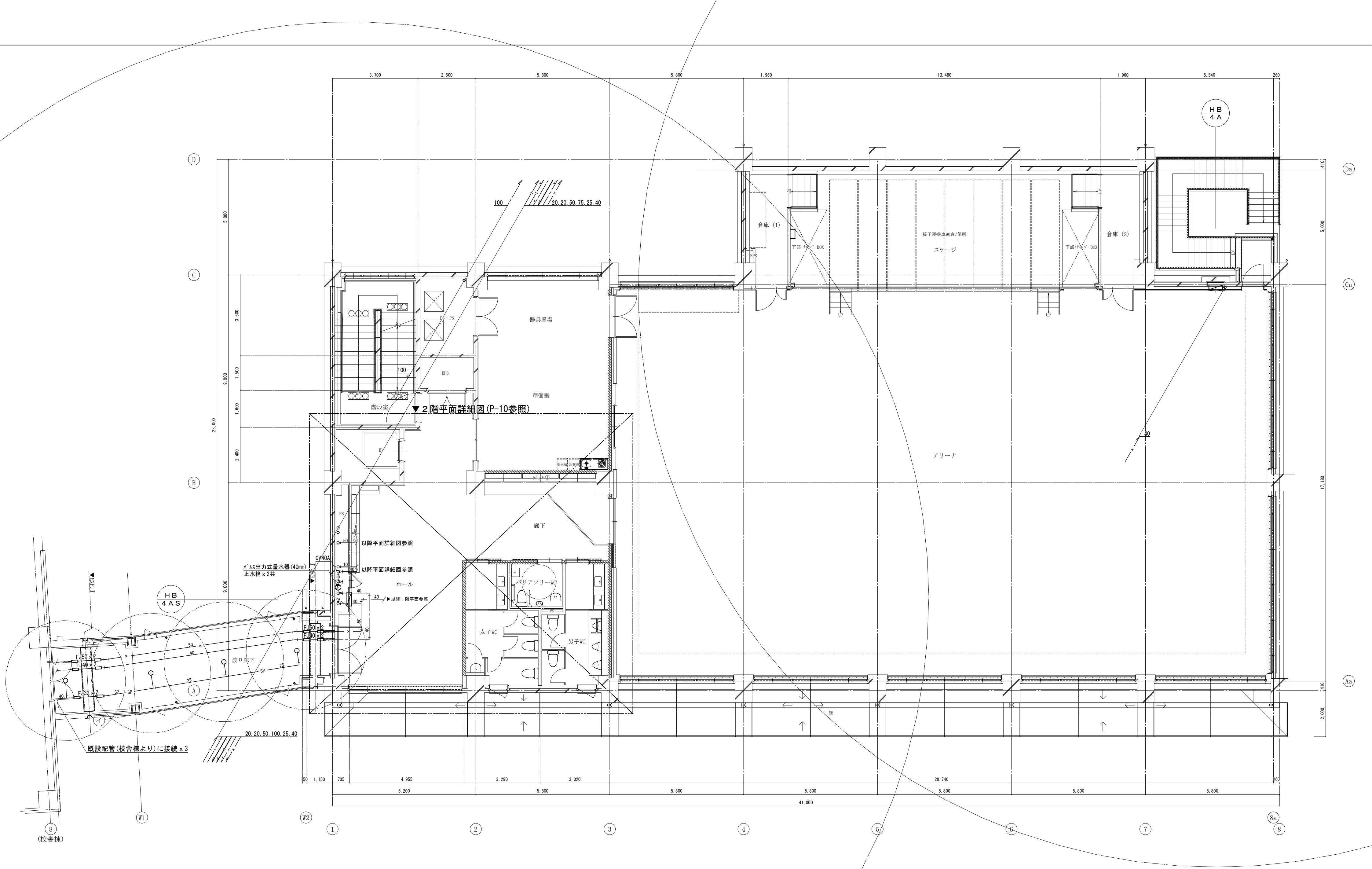


特記:

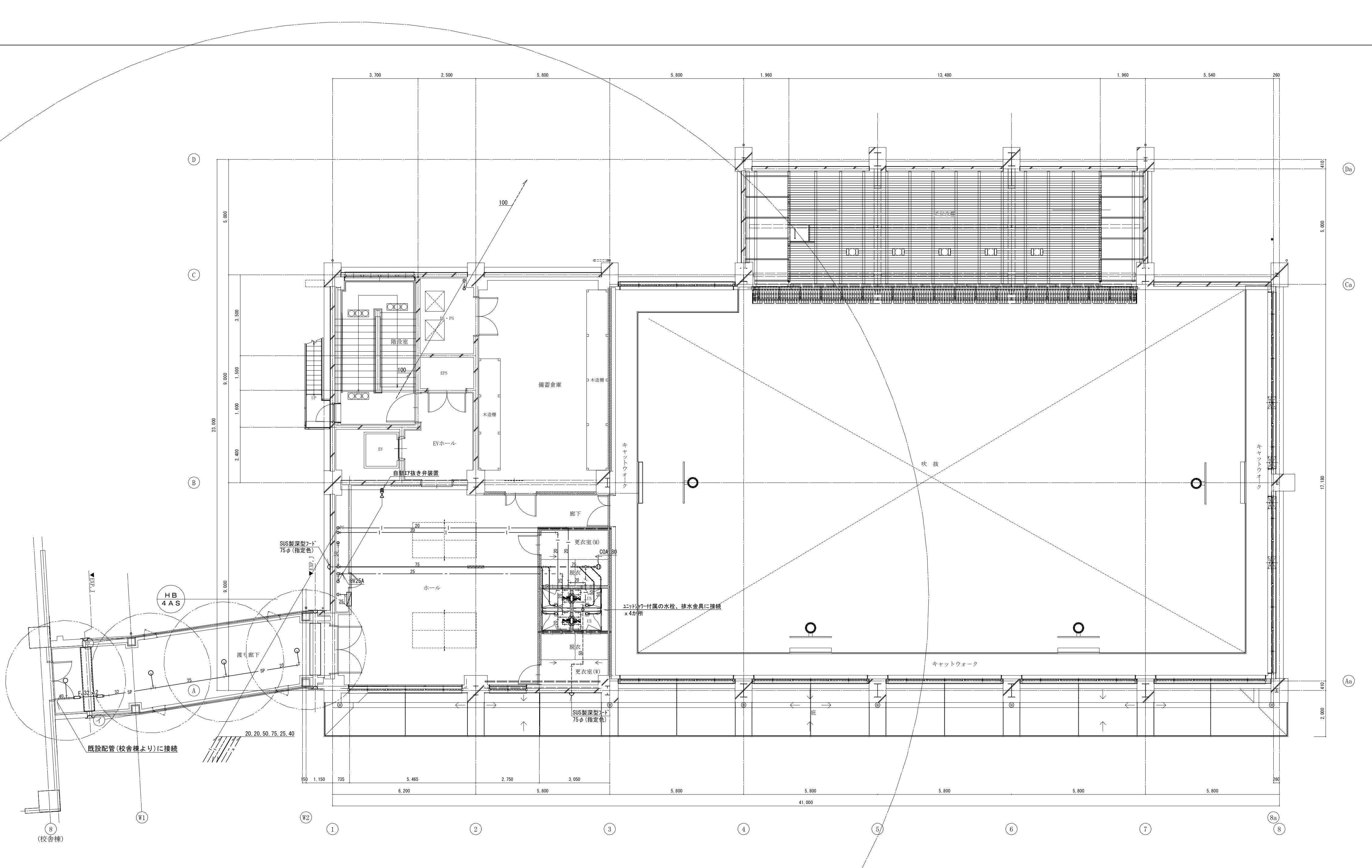
徳島県土整備部営繕課

工事名	R7営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事管(担い手確保型)		
名称	衛生・消火設備 1階平面図		
図番	P-06	S = 1:100	年月

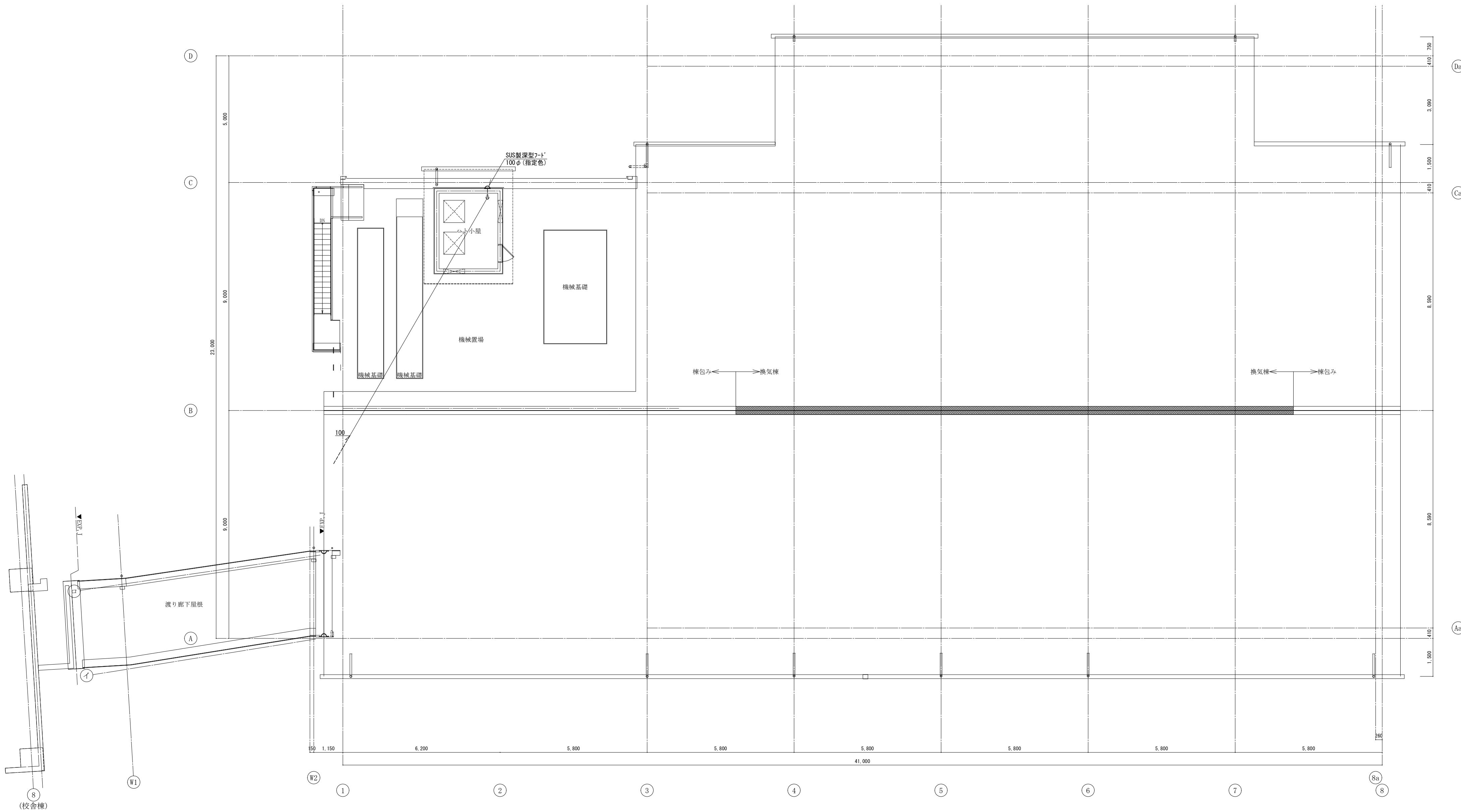
株式会社 剛 建築事務所 連水可次
徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
TEL 088-622-0883 第102935号
FAX 088-622-0885



特記：	徳島県県土整備部営繕課	工事名	R 7 営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事管（担い手確保型）				株式会社 剛 建築事務所 徳島市末広 3 丁目 3 - 3 TEL 088-622-0883 FAX 088-622-0885	速水 可次 1級建築士登録 第 102935 号
		名 称	衛生・消火設備 2 階平面図					
		図 番	P-07	S = 1:100	年 月			



特記：	徳島県土整備部営繕課	工事名	R 7 営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事管（担い手確保型）				株式会社 剛 建築事務所	速 水 可 次	
		名 称	衛生・消火設備 3 階平面図					徳島市末広 3 丁目 3 - 3 TEL 088-622-0883 FAX 088-622-0885	1 級建築士登録 第 102935 号
		図 番	P - 08	S = 1:100	年 月				

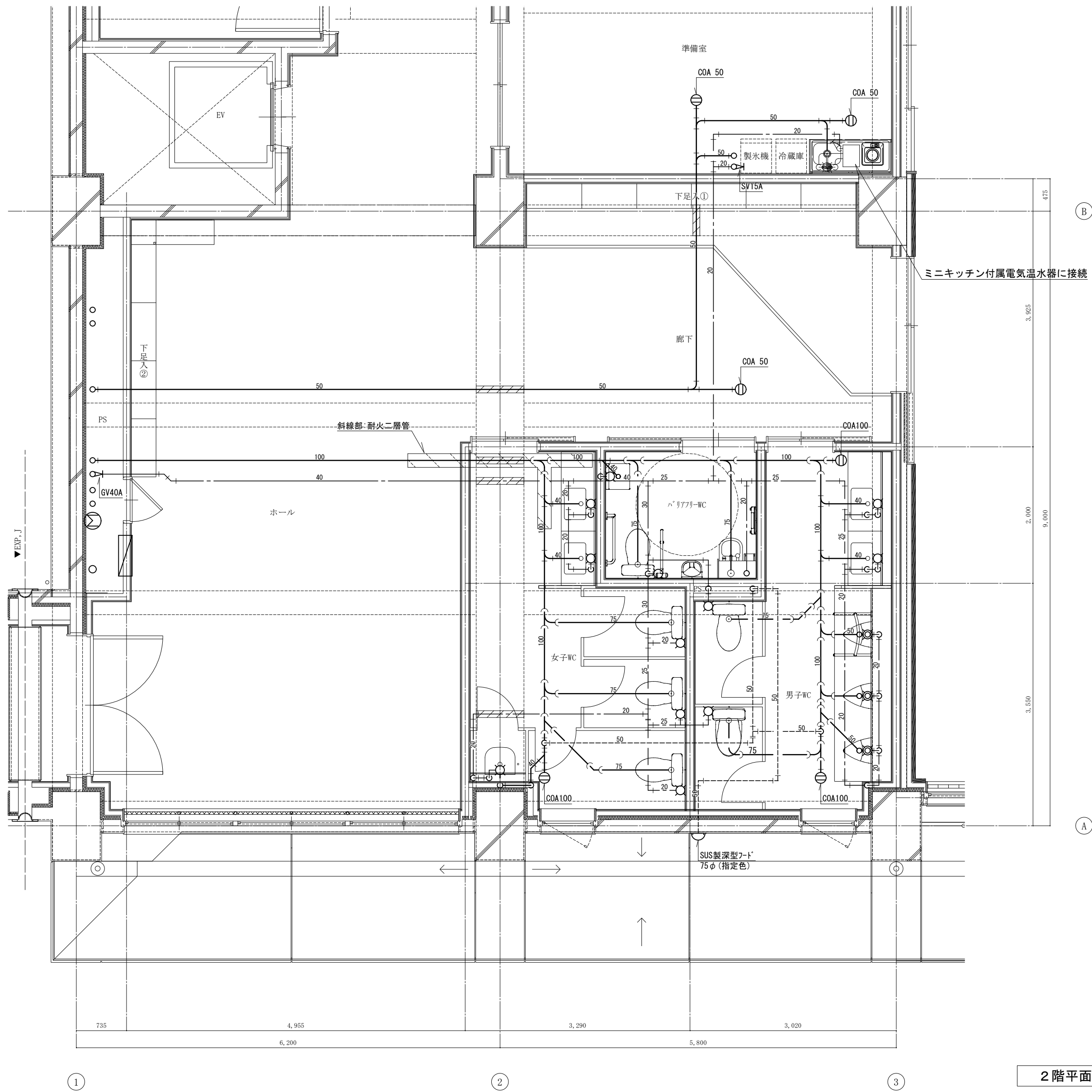


特記：

徳島県県土整備部営繕課

工事名	R 7 営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事管 (担い手確保型)		
名称	衛生・消火設備 R階平面図		
図番	P-09	S = 1:100	年 月

株式会社 剛 建築事務所 速水 可次
徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
TEL 088-622-0883 第102935号
FAX 088-622-0885



女子WC	
洋風便器 A	3
カウンター L=1960mm	3
洗面器 (アンダーカウンター式)	2
マルチシンク	1
化粧鏡	2

男子WC	
洋風便器 A	2
小便器	3
カウンター L=1960mm	3
洗面器 (アンダーカウンター式)	2
小便器用手すり	1
化粧鏡	2

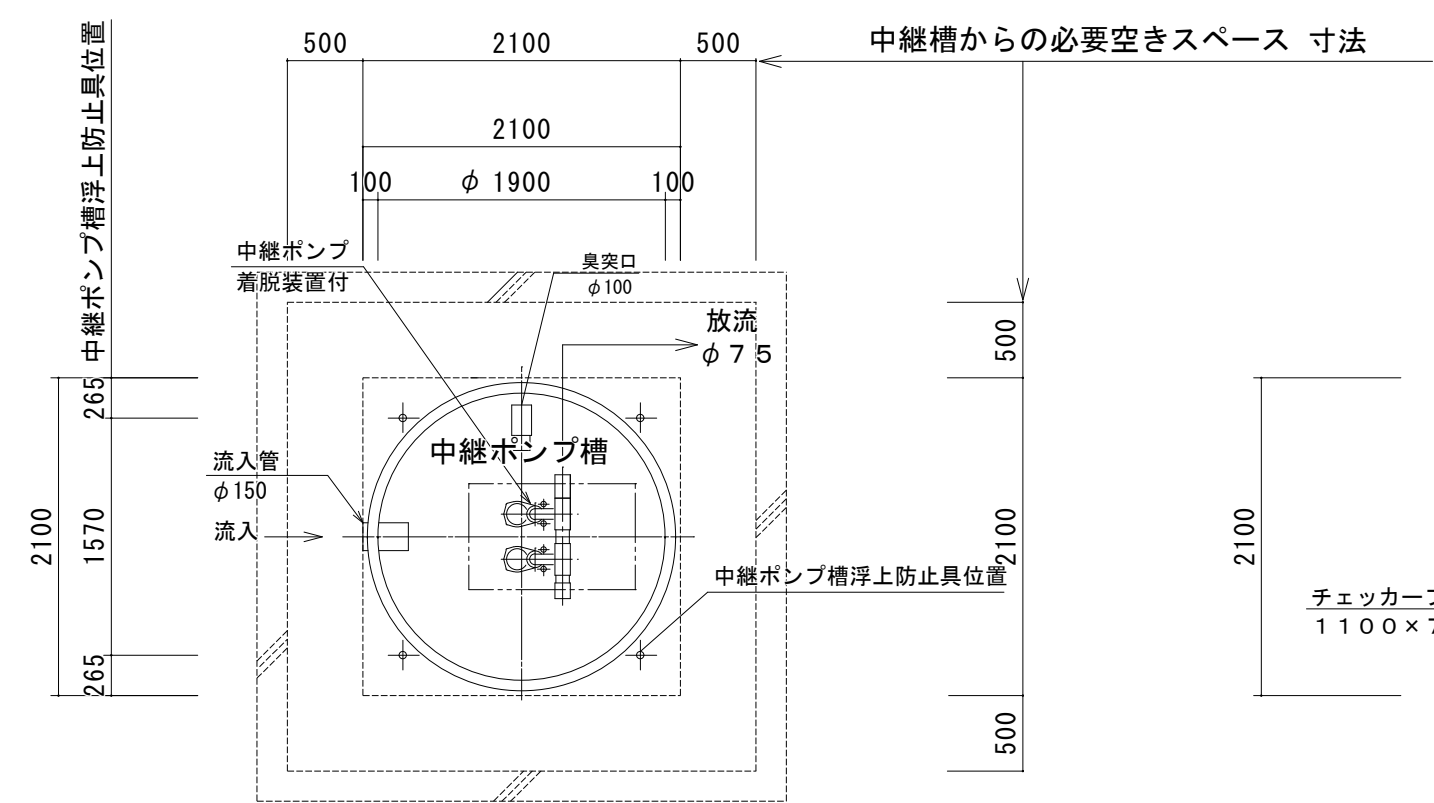
多目的WC	
洋風便器 B	1
コンパクトトイレバック	1
洗面器	1
L 形手すり (2)	1
可動手すり	1
ベビースター	1
フロッピングボード	1
化粧鏡	1

2 階平面詳細図 S=1/50

特記：

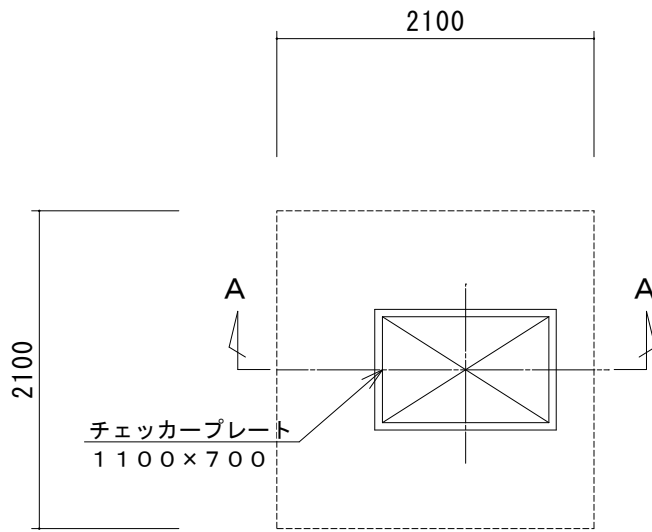
徳島県土整備部営繕課

工事名	R7 営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事管（担い手確保型）			株式会社 剛 建築事務所	速水 可次
名称	衛生設備 2 階平面詳細図			徳島市末広 3 丁目 3 - 3	1 級建築士登録
図番	P-10	S = 1:50	年 月	TEL 088-622-0883	第 102935 号
				FAX 088-622-0885	

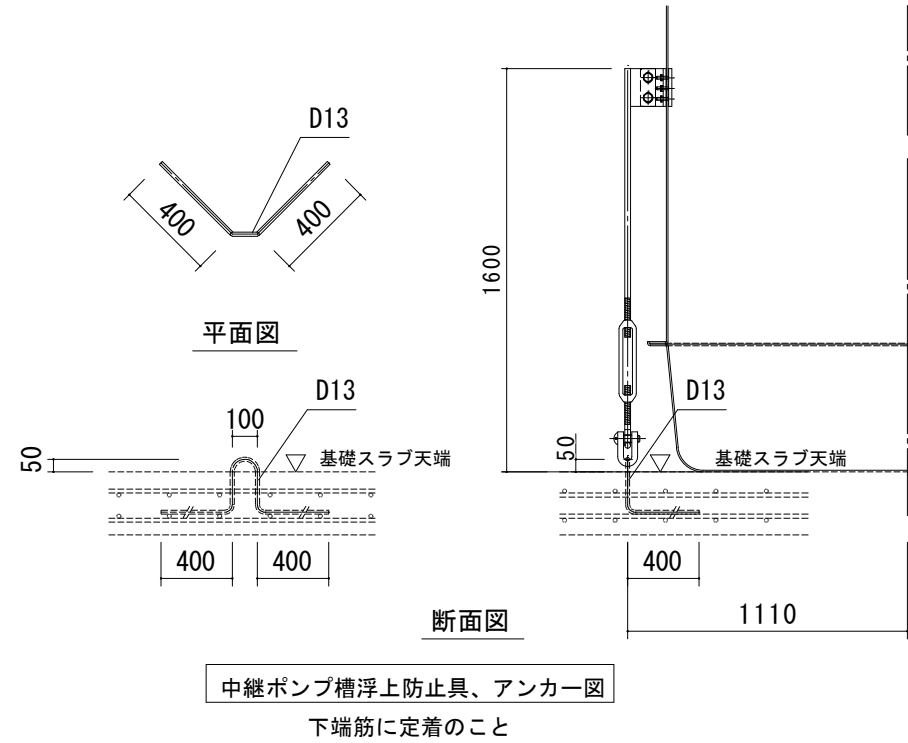


平面図 S = 1 / 5 0

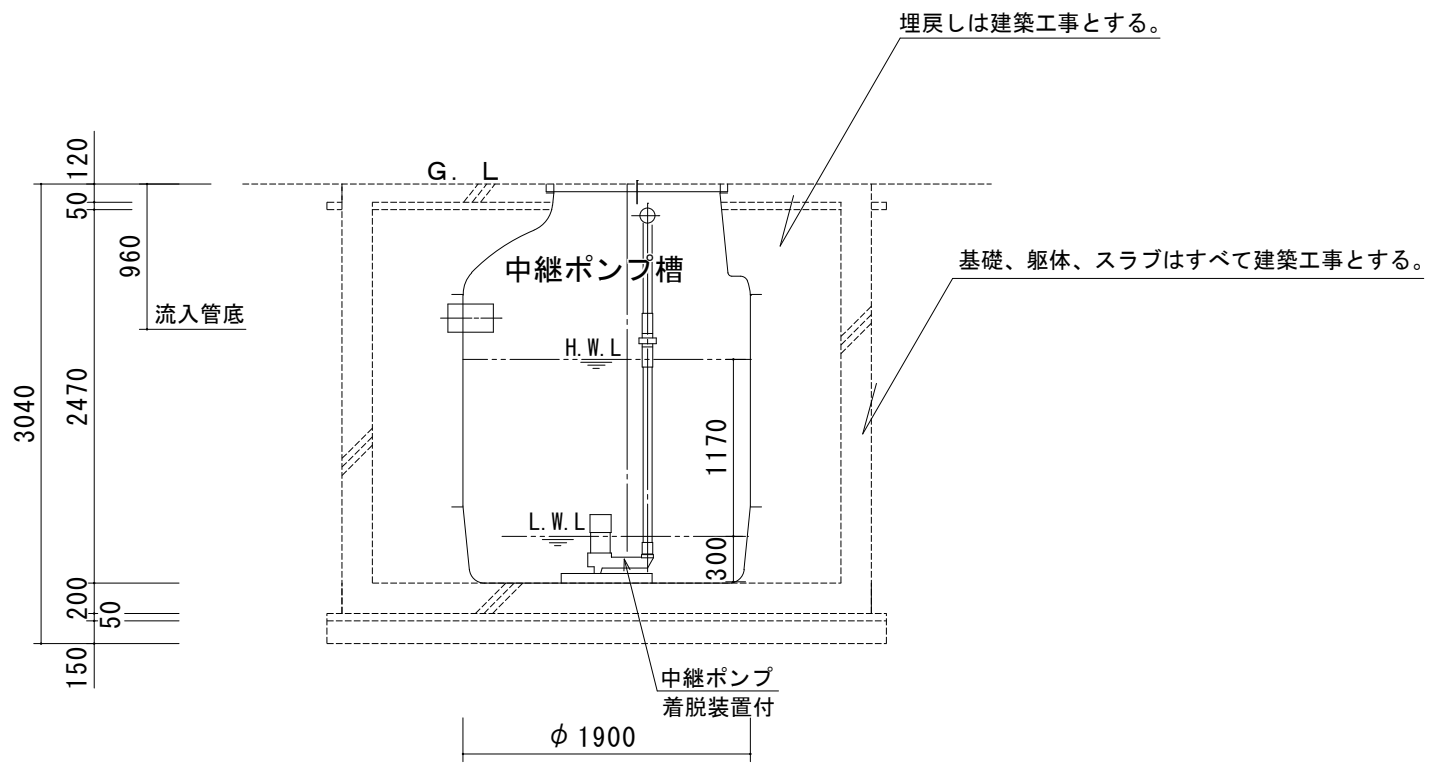
※浮上防止金具及びアンカー取付は本工事とする
※基礎、躯体、スラブはすべて建築工事とする。



頂版開口図 S = 1 / 5 0



中継ポンプ槽浮上防止具、アンカー図
下端筋に定着のこと



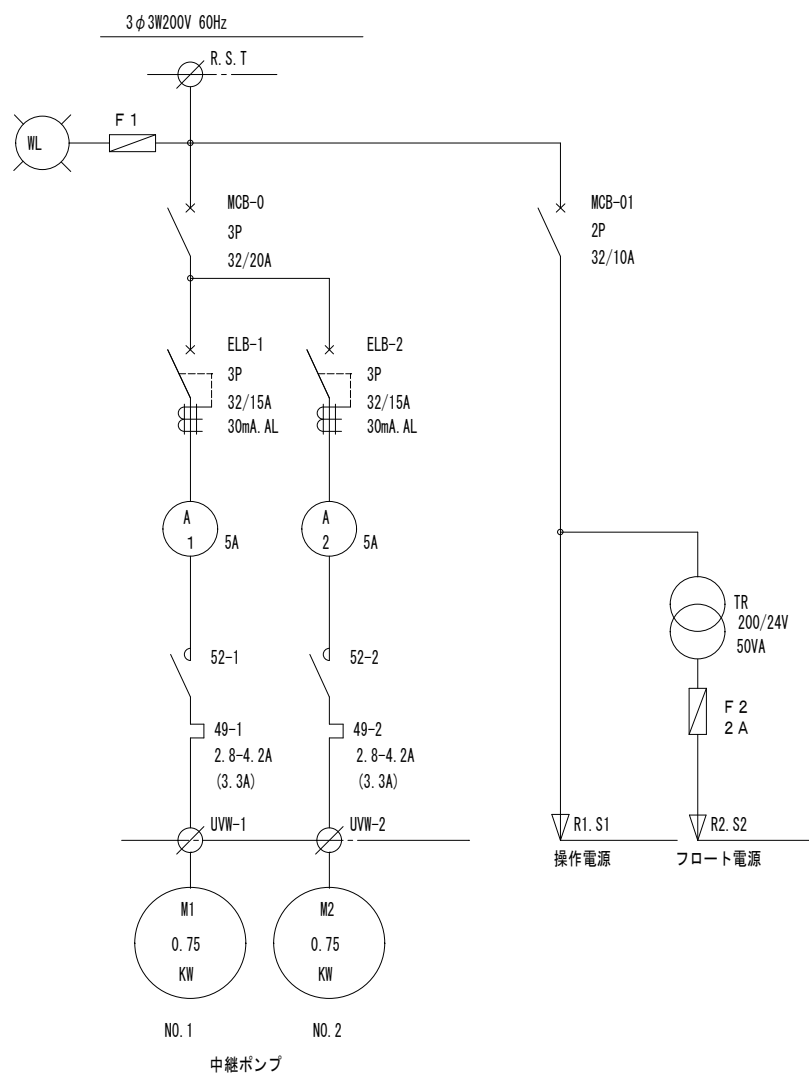
A-A断面図 S = 1 / 5 0

特記： 図中  で示すコンクリート躯体（基礎、躯体、頂板スラブ）及び土工事（根切り、山留、埋戻し）は別途建築工事とし、中継ポンプ槽の据付（浮上防止具）は本工事とする。

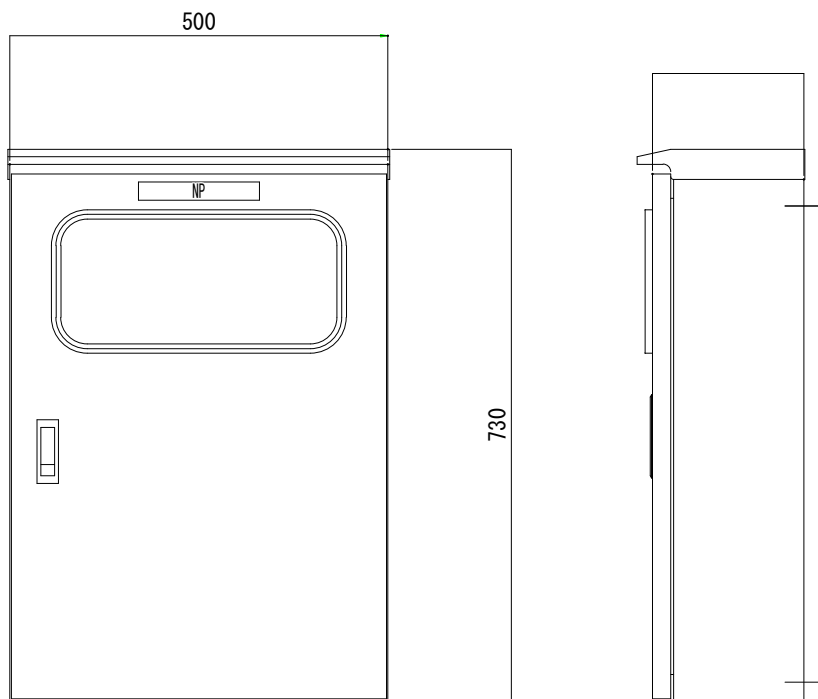
徳島県県土整備部営繕課

工事名	R 7 営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事管（担い手確保型）			
名称	衛生設備 中継ポンプ槽据付図(参考)			
図番	P-11	S = 1:50	年 月	

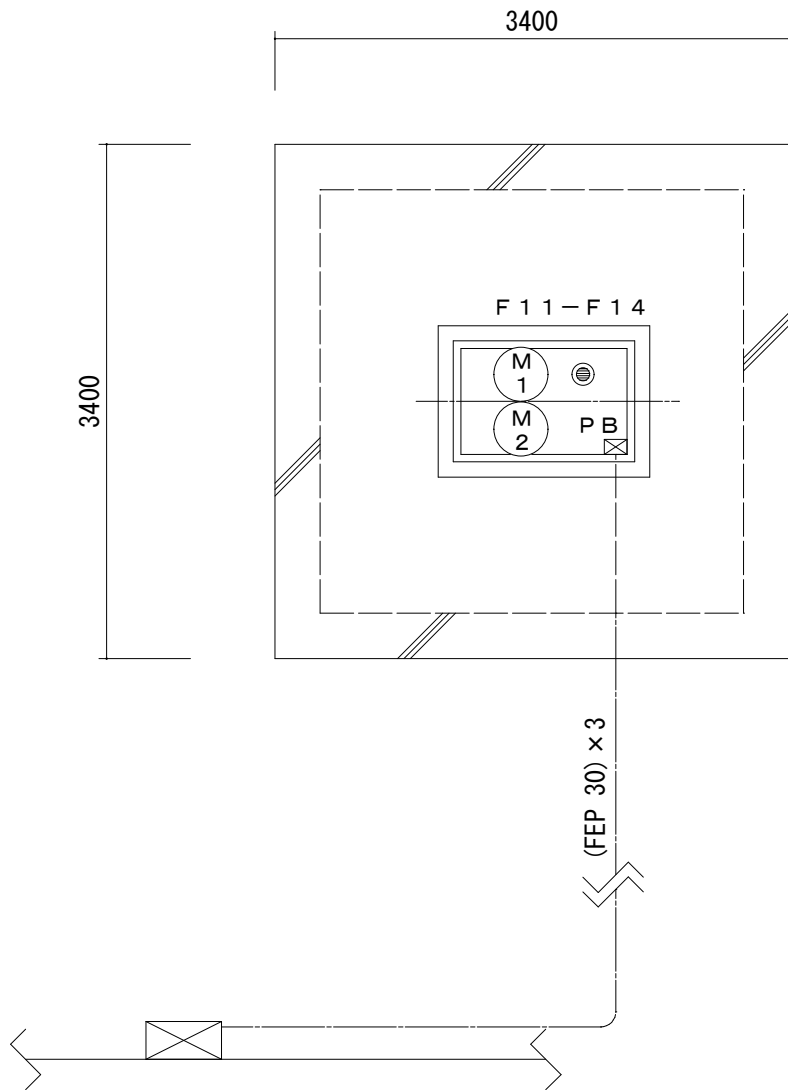
株式会社 剛 建築事務所 速水 可次
徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
TEL 088-622-0883 第102935号
FAX 088-622-0885



制御盤結線図

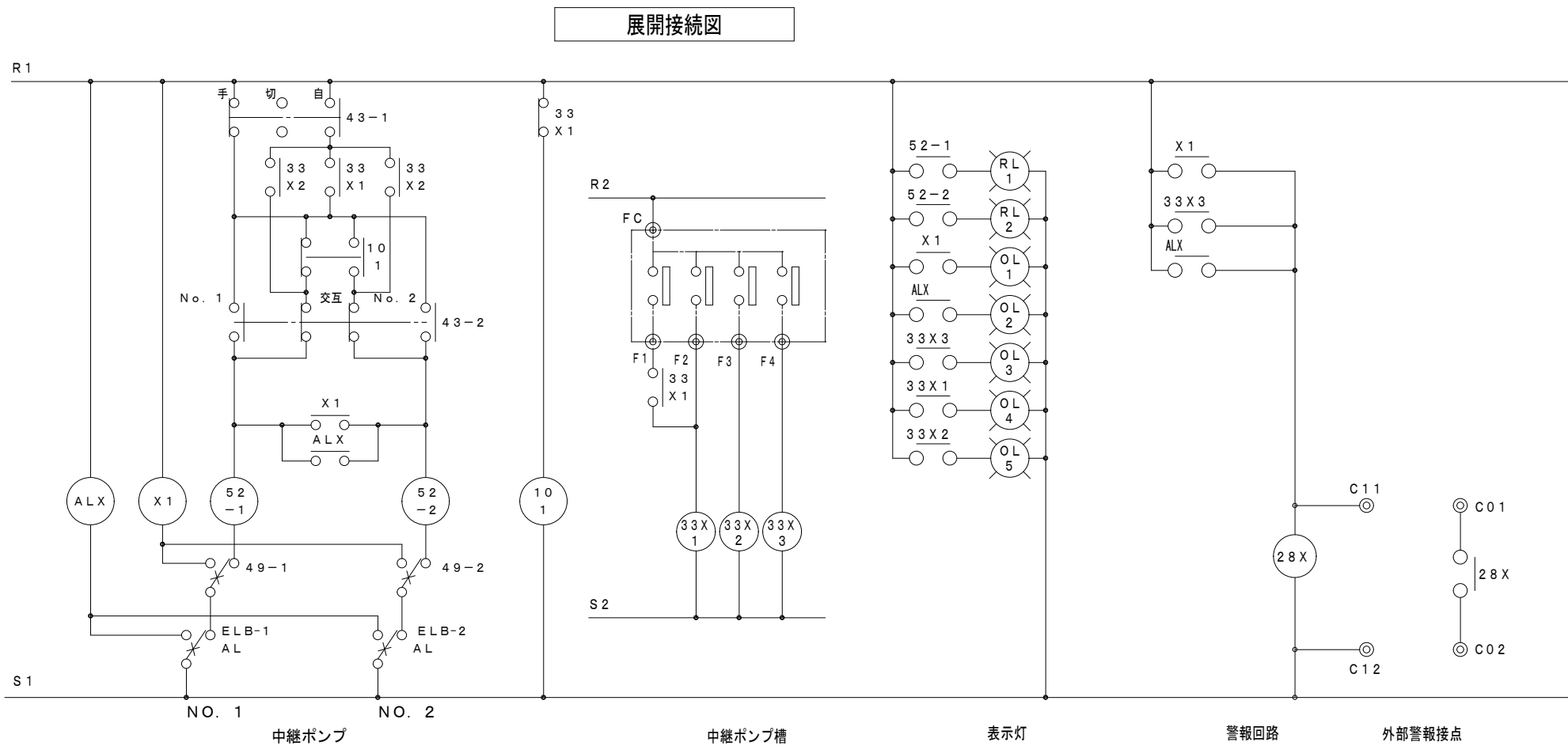


制御盤姿図
(壁掛形、製造者標準仕様)



二次側配線図 S = 1 / 5 0

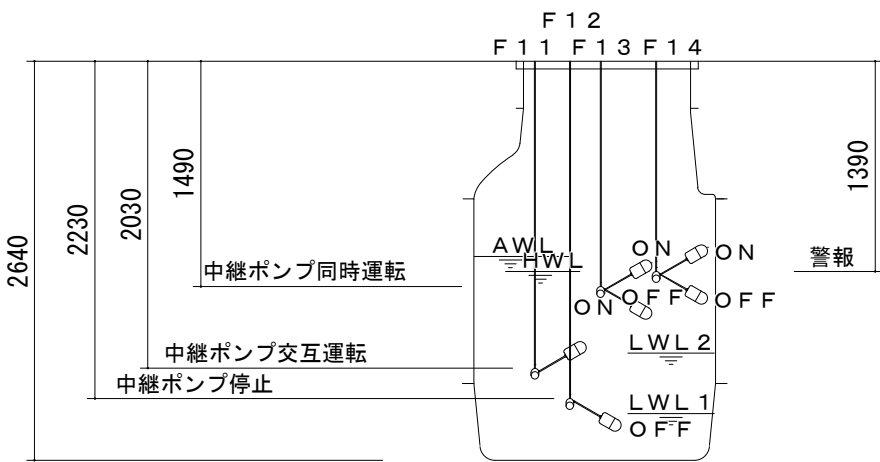
ケーブル間の接続部は十分な防水処理を行うこと。
電線管端末部にはコーキング処理を行うこと。
一次側電源引込み工事及び外部警報配管配線
工事は別途電気工事が行う。



展開接続図

<凡例>

符号	機 器 名 称	容量 (kW)	使用ケーブル、電線管 (地中/露出)
M 1	中継ポンプ N O . 1	0 . 7 5 kW	付属ケーブル30m (FEP30 / G28)
M 2	中継ポンプ N O . 2	0 . 7 5 kW	付属ケーブル30m (FEP30 / G28)
F 1 1 - F 1 4	中継ポンプ槽 フロートスイッチ		付属ケーブル30m x 4 (FEP30 / G28)
P B	1 5 0 □ x 1 0 0 , V E (W P)		



中継ポンプ槽 (フロート : R F - 5)

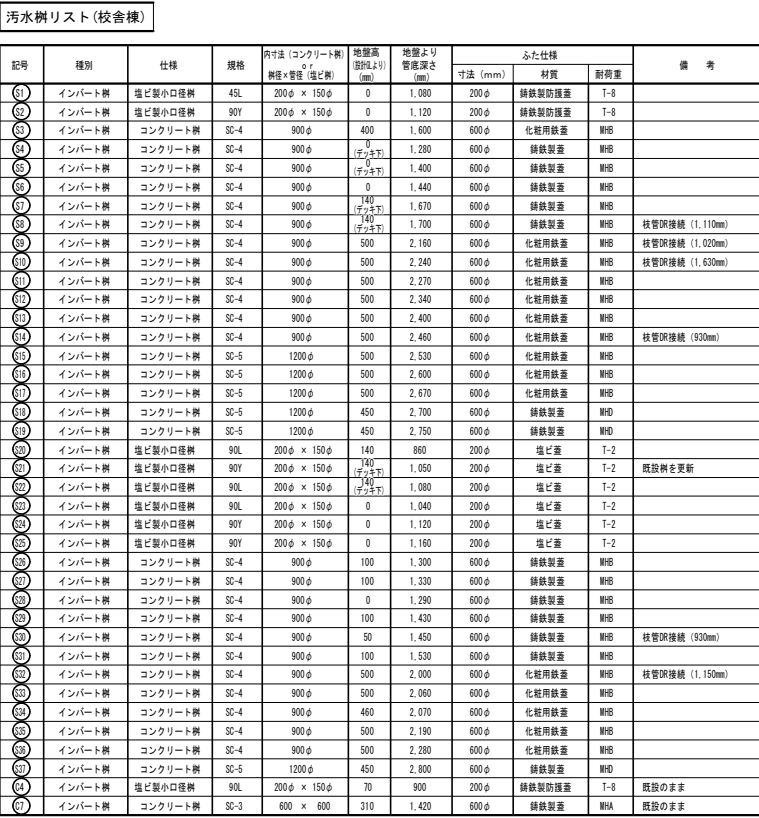
フロート位置参考図

特 記 :

徳島県県土整備部営繕課

工事名	R 7 営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事管 (担い手確保型)			
名 称	衛生設備 中継ポンプ槽制御盤参考図、二次側配線図 (参考)			
図 番	P - 12	S = 1 : 5 0	年 月	

株式会社 剛 建築事務所 速 水 可 次
徳島市末広 3 丁目 3 - 3 1 級建築士登録
TEL 088-622-0883 第 102935 号
FAX 088-622-0885



計画建物
(体育館棟)

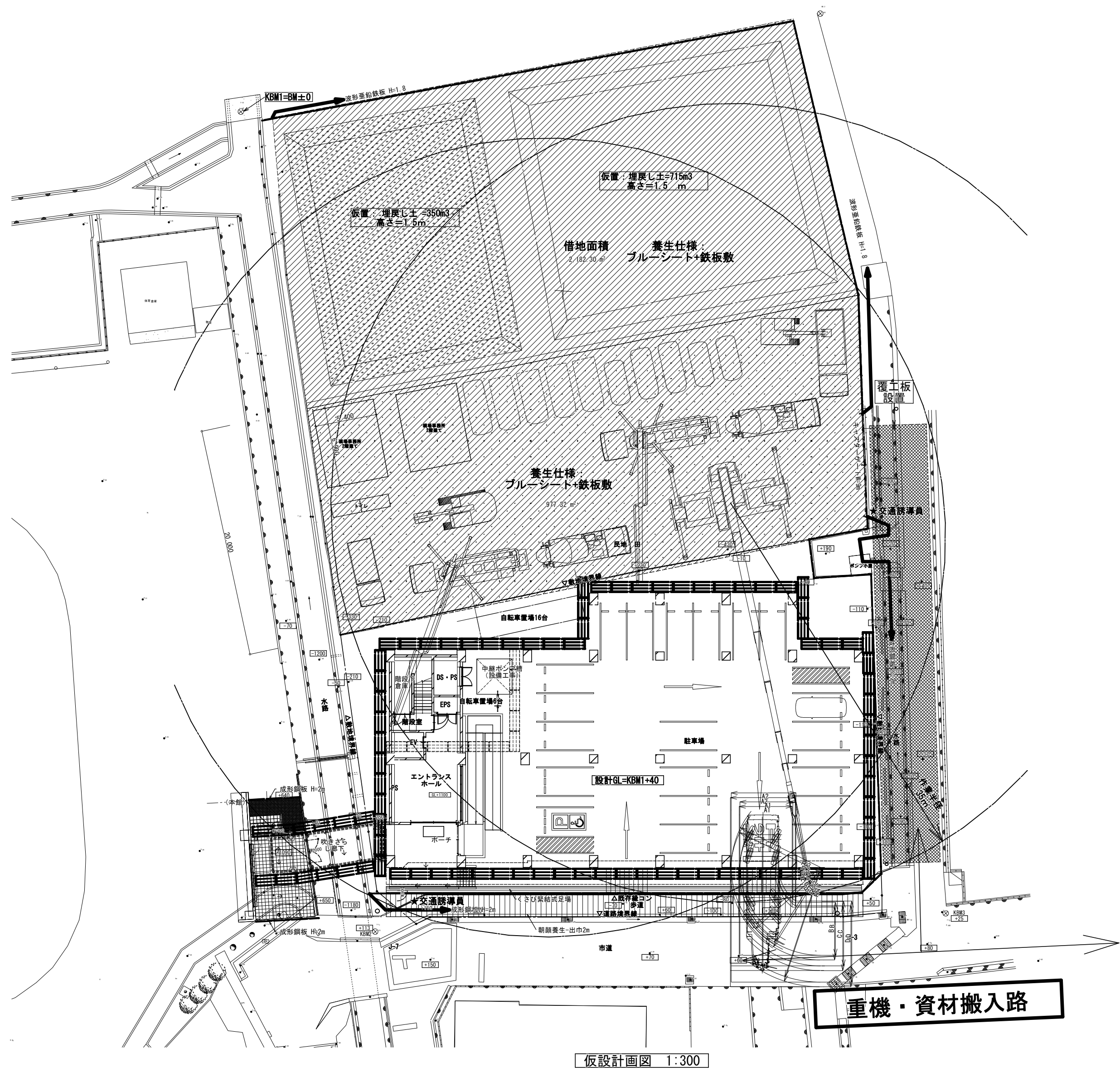
外構工事凡例

	アスファルト舗装（車道１）
	アスファルト舗装（車道２）
	アスファルト舗装（車道３）
	ウッドデッキ（木型）
	タイル貼り
	砕石利数き H=100
	誘導用ノンスリップ点字タイル 警告タイプ
	誘導用ノンスリップ点字タイル 誘導タイプ
	雨水枳

【注記】

1. 図中の特記無と配管は埋設配管を示す。
2. 浄化槽設置部分の路面には駐車禁止表示を行うこと。(別途建築工事)
3. ウッドデッキ下部の排水枳用に点検口を設ける。(別途建築工事)

株式会社 剛 建築事務所 速水可次
徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
TEL 088-622-0883 第102935号
FAX 088-622-0885



特記：	徳島県県土整備部営繕課	工事名	R7 営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事管（担い手確保型）					株式会社 剛 建築事務所	速水 可次
		名 称	仮設計画図（参考）					徳島市末広3丁目3－3	1級建築士登録
		図 番	P－14	S = 1:300	年 月				
								FAX 088-622-0885	